

- 下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

くじ引きによる複数落札の制限（試行）

測量業務について、同一開札日において、同一業者がくじ引きにより落札できる件数を1件とします。

◆ 落札候補者の決定方法

同一開札日において、くじ引きの対象となる入札案件については、先に開札した案件で、くじ引きにより決定した落札候補者を除いて、当該入札案件の落札候補者を決定します。

ただし、この取扱いにより最低価格入札者以外が落札候補者となる場合や、入札が不調となる恐れがある場合においては、制限を適用しません。

◆ 開札の順番

調達案件番号順に開札します。

◆ 告示例（別表）

同一開札日で先に開札した測量業務の案件で、くじ引きにより落札候補者となった者が、それ以後に開札する測量業務において、くじ引きにより落札候補者となった場合は、当該入札を「無効」とする。

ただし、この取扱いにより最低価格入札者以外が落札候補者となる場合や、入札が不調となる恐れがある場合においては、当該入札を無効としない。また、この場合、くじ引きにより落札候補者となった件数が最小の者の中から落札候補者を決定する。

◆ 適用年月日

平成24年5月10日以後に告示を行う測量業務から適用します。